

青森県病床数適正化推進事業費補助金（地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金）

1. 概要

医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援する。

支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者。

支給要件

- ①単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ②病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

支給額の算定方法

- ①平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表の額を支給。
- ②一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については2,280千円／床を支給。
- ③上記①及び②の算定にあたっては、以下の病床数を除く。
 - ・回復期機能、介護医療院に転換する病床数・同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
 - ・過去に令和2年度病床機能再編支援補助金における病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数

対象医療機関	病床数	病床稼働率	補助金額	病床稼働率	削減した場合の1床当たりの単価
				50%未満	1,140千円
西弘前クリニック	18床 → 0床	62.7%	36,252千円	50%以上60%未満	1,368千円
小堀クリニック	19床 → 0床	0.4%	21,660千円	60%以上70%未満	1,596千円
佐藤クリニック内科循環器科	19床 → 18床	70.2%	2,280千円	70%以上80%未満	1,824千円
かなぎ病院	100床 → 70床	88.7%	66,804千円	80%以上90%未満	2,052千円
合 计	▲68床（急▲49,慢▲19）		126,996千円	90%以上	2,280千円